

# 言語の観点から見た中国特許権侵害訴訟

森・濱田松本法律事務所 弁護士 遠藤 誠

## 抄録

中国の特許権侵害訴訟では、当然ながら、基本的に、中国語が用いられます。中国の特許権侵害訴訟に関与する日本企業としては、律師や特許代理人とのコミュニケーション、訴訟前の準備活動、訴訟における審理手続等のいずれの段階においても、言語の違いによる誤解や、関係者間のミス・コミュニケーションを避けることが肝要です。そのためには、まず、中国語と日本語の違いを知ることが重要です。そして、中国知財業務に強く、ノウハウ・情報を集積している日本の弁護士等の専門家と関与させて、訴訟案件全体をコントロールすることが強く望まれます。

## 1 はじめに

最近、中国において、日本企業（日系中国現地法人を含みます。以下同じ）絡みの訴訟が次第に増加しています。しかし、ほとんどの日本企業にとって中国での訴訟は初めてであり、しかも訴訟で使われる言語は中国語であることもあり、どのように対処すればよいのか分からなくて困っているという企業が多いのも事実です。そこで、日本企業としては、中国における訴訟の実際を知り、言語の違いをよく認識し、実務上の対応策を事前に検討しておくことがますます重要となっています。

そこで本稿では、とくに「言語」の点にスポットを当てて、中国の特許権侵害訴訟に関する実務上の留意点等につき紹介したいと思います。

## 2 中国語と日本語の違い

以下に述べることは、中国語を学んだことのある方にとっては既にご存知のことでしょうが、中国語と日本語の違いについて簡単に説明したいと思います。

まず、中国語も日本語も漢字を使いますが、同じ漢字であっても中国語と日本語とでは意味が異なることがあります。例えば、中国語の「特許」とは、「特別に許可する」ということであり、日本語の「特許」という意味合いはありません。では、日本語の「特許」に相当する中国語は何かというと、それは「専利」です。但し、中国語の「専利」は、日本語の特許、実用新案及び意匠を含む広い概念です。このように、中国語の「特許」と日本語の「特許」とは意味が異なります。

また、法律用語であっても、中国語と日本語は必ずしも「1対1対応」とはなっておらず、概念の範囲が異なること

があります。例えば、中国の特許法では、「特許を出願する権利」（中国語では「申請専利的権利」）とは、特許出願する前の発明者の利益を指します。これに対して、特許を出願した後の地位は、特許出願権（中国語では「専利申請権」）といいます。そして、国家知的財産権局（中国語では「国家知識産権局」）により権利が付与されると、特許権（中国語では「専利権」）となります。日本の特許法との比較で、これらの用語を整理すると、下表のとおりです。

	中国法	日本法
出願前	特許を出願する権利 (中国語では「申請専利的権利」)	特許を受ける権利
出願後	特許出願権 (中国語では「専利申請権」)	
権利取得後	特許権 (中国語では「専利権」)	特許権

中国語をどのような日本語に翻訳するかは一律に決まっているわけではなく、翻訳者の個性や考え方により日本語訳が異なります。例えば、中国語の「専利」を日本語に訳す際、そのまま「専利」と訳す翻訳者と、「特許」と訳す翻訳者がいます。日中の概念の範囲が異なる点を重視する翻訳者は「専利」と訳す傾向がありますが、「概念の違い」を意識し過ぎると、ほとんど全ての中国語を日本語に訳すことはできなくなり、翻訳は不可能ということになってしまいます。そこで、「概念の違い」の厳密さについてはある程度のところで妥協して、中国語の言葉に最も近い日本語の言葉を当てることにより、日本人にとって分かりやすい翻訳を目指した方がいいのではないかという意見が出てきます。ただ、これも行き過ぎると「意識」になってしまい、中国語の原文から離れすぎるという弊害が出てくること

あります。要は、日中の「概念の違い」を意識しつつ、日本人にとって分かりやすい翻訳を目指す、というバランスのとれた翻訳が最も適切だということになります。バランスをどの辺りとするかは、最終的には、翻訳者の個性や考え方によるということです。以下には、よく使われる特許法関係の用語について、中国語原文と日本語訳を参考までに掲げておきます。

中国語原文	日本語訳
知識産権	知的財産権
専利	特許
实用新型	实用新型
外观设计	意匠
申请专利的权利	特許を出願する権利
专利申请权	特許出願権
权利要求	請求項、クレーム
权利要求書	特許請求の範囲
简要说明	簡単な説明
使用費	使用料
专利实施的强制许可	特許実施の強制許諾
等同原则	均等論
国家知识产权局	国家知的財産権局
专利复审委员会	特許再審査委員会

中国語と日本語の違いに関する留意点としては、他にも、①中国大陸での中国語は「簡体字」、香港・マカオ・台湾での中国語は「繁体字」が用いられること、②中国語は基本的に「SVO」という文型が多いこと、③中国語の発音に関しては、4つの抑揚（「四声」）によって漢字及び意味が異なること<sup>1)</sup>、④漢字の読み方は「ピンイン」(ローマ字アルファベットを借用した発音記号)で表されること<sup>2)</sup>等が挙げられます。

### 3 弁護士(中国弁護士)等の選定及び訴訟前の準備

「弁護士」のことを中国語では「律師」といいます(ちなみに、中国語では、「裁判官」のことを「法官」といい、「裁判所」のことを「法院」又は「人民法院」といいます)。また、中国には、日本の弁理士に相当する、特許代理人(中国語では「専利代理人」)もいます。一般的に言えば、律師は法律の専門家として訴訟、法律相談及び契約書の作成等を主な業務としているのに対して、特許代理人は理系のバックグラウンドを持つ技術の専門家として特許出願や無効審判への対応を主な業務としています。ちなみに、特許権の無

効審判は、特許再審査委員会(中国語では「専利复审委员会」)で行われます。



特許再審査委員会の審判廷

中国で特許権侵害訴訟を提起する又は提起された日本企業としては、律師や特許代理人を選定・依頼し、訴訟前のさまざまな準備活動を行うこととなります(但し、中国の訴訟における訴訟代理人になるためには、必ずしも、律師や特許代理人の資格は必要ありません)。とはいえ、中国で訴訟経験のない日本企業がいきなり中国での訴訟や律師等を適切にマネジメントすることは困難であるのが通常です。そのため、適宜、中国ビジネス法事情に詳しい日本の弁護士等の専門家に案件全体のコントロールを依頼する必要があります。

以下では、主に言語の観点を中心としつつ、実務上の留意点を述べます。

#### (1) 律師等の選定に関し注意すべき点

律師等の選定にあたっては、できるだけ広く、多数の律師等の業績・経歴・得意分野・使用言語等の情報を集めることが重要です。そのためには、日本貿易振興機構(JETRO)等の経済団体、業界団体、同業他社等に問い合わせ、又は中国業務に強い日本の弁護士等の専門家に紹介してもらうことが有益です。

次に、中国では、前述したとおり、律師と特許代理人があり、得意分野も異なることから、うまく使い分ける(あるいは、協働させる)ことが肝要です。

また、律師等だけに任せておけば、日本語でのコミュニケーションに難点があること、日本企業のニーズや要求を適確に把握することが難しいこと、日本企業の仕事の進め

1) 日本語で「はし」という言葉であっても、抑揚(イントネーション)により、「橋」と「端」というように異なる漢字が当てられるのと似ています。  
2) 但し、中国語の「ピンイン」は、ローマ字アルファベットを借用しているだけですので、発音が西欧の諸言語と完全に同じというわけではありません。例えば、ローマ字アルファベットの「xi」が中国語のピンインとして使われる場合、発音は「シ」となります(「クシ」や「エクシ」ではありません)。

方に慣れていないこと、日本法と中国法との違いを把握できていないこと等から、日本の弁護士等の専門家により案件全体をコントロールすることが強く望まれます。案件全体をコントロールすることにも多くの経験及び技術が必要であるため、中国知財業務に強く、ノウハウ・情報を集積している日本の弁護士等の専門家を関与させることが効果的です。

弁護士や特許代理人との間で、どの言語でコミュニケーションをとるかは極めて重要な問題です。日本語のできる弁護士等の中でも、日本語能力にはかなり個人差があります。日本語により口頭で話すだけでなく、日本語の文章を書かせてみて、日本語の論理的な文章を書く能力があるか否かを確認しておく等の方策をとることが考えられます。

弁護士や特許代理人は転職・独立が多いため、ある法律事務所や知的財産権代理会社に案件を依頼していても、担当する弁護士等が変更になることがよくあります。また、実際の仕事は弁護士等が1人で行っているのではなく、その下で働いているスタッフが仕事のかなりの部分を行っていることも多いので、その法律事務所や知的財産権代理会社の実態、スタッフの日本語能力や仕事の進め方・細かさをよく見極める必要があります。

また、弁護士や特許代理人が、「自分は役人にコネがある」、「自分はこの分野に詳しい」等ということがあり、日本企業もその言葉を過信するということが見受けられます。しかし、弁護士等がこのようなことを言っていたとしても、多くの場合あまり当てになりませんので、安易に信用しない方が賢明です。経歴や実績等を客観的に把握することが重要です。

その他、報酬・費用と依頼内容は、最初に明確に決めておくこと、経済団体等がまとめた弁護士や特許代理人のリストは参考程度にとどめておき、それだけを鵜呑みにしないこと、名刺に記載された「一級弁護士」や「正高弁護士」等の肩書きよりも本人の実質的な能力をよく観察する必要があること等にもご注意ください。

## (2) 弁護士等への依頼の仕方

中国においても、訴訟の勝敗を決するのは、「主張」と「立証」です。決して、賄賂やコネクションで訴訟の勝敗が決まるものではありません。従って、日本企業と弁護士等の関係当事者間の連絡を密にして、より高いレベルの「主張」と「立証」を目指すことが重要です。

そのためには、弁護士等に任せっきりにせず、日本企業側から弁護士等に対しどんどん提案・指摘・要求すべきです。それを可能にするために、訴状・答弁状等の訴訟書類のドラフトは日本語版を作成させ、事実関係の説明や法律構成が妥当かどうか、よくチェックすることが必要です。その際、日本の弁護士によりチェックすることも効果的です。

日本企業と弁護士等との間のコミュニケーションは日本語がベストです。日本企業の担当者が英語や中国語でコミュニケーションをとろうとする場合、弁護士等への丸投げになってしまうケースがよくあります。とくに英語でのコミュニケーションは一見良さそうに見えるかもしれませんが、日本企業の担当者にとっても弁護士等にとってもそれ程自由に使いこなせる言語ではないため、連絡がついつい疎かになったり、誤解の原因になったりすることも少なくありません。

## (3) 訴訟前の準備

中国での訴訟提起を検討する場合、法律面・事実面の初期的な検討を行います。具体的な検討項目は、例えば、以下のとおりです。

### 中国で紛争が生じた場合の検討項目

- ・自社の主張が法的に成り立つ可能性があるか
- ・選択可能な法的手段としてはどのようなものがあるか
- ・選択可能な各法的手段のメリットとデメリットは何か
- ・当該法的手段が成功する可能性はどの程度あるか
- ・当該具体的状況の下で、どの法的手段をとることが最も望ましい結果を導き得るか
- ・当該具体的状況の下で、当該法的手段をとることにより実際上の解決につながるか
- ・当該具体的状況の下で、時間・金銭・労働コストの負担を負えるか
- ……等

このように、主張の法律構成を明確にし、必要とされる調査事項及び証拠を確定することがまずは先決です。

次に、調査会社、自社及び現地販売代理店等による事実関係の調査及び証拠の収集を行います。証拠収集は訴訟の勝敗を決する極めて重要なことですので、遠慮せず、熱意をもってアグレッシブに行う必要があります。

中国の民事訴訟では、原則として、証拠は原本が必要で（写しを人民法院に提出する場合でも、裁判官が法廷で原本と写しの照合を行います。この照合ができなかった写しは、原則として証拠として認められません）。そこで、日本企業としては、過去に作成した文書であっても、将来の証拠の原本となり得るものはできるだけ残しておくことが強く望まれます。

証拠の証明力を高めるため、公証人を通じて証拠を収集・保全することが、よく行われています。例えば、公証人を連れて知的財産権侵害物品を購入した後、公証人が当該物品の写真を撮り、当該物品を封印し、公証書を発行すること等です。民事訴訟法67条は、「法定手続を経て公証証明された法律行為、法律事実及び文書については、人民法院は事実認定の根拠とする。ただし、公証証明を覆すに足る反証のある場合についてはこの限りではない。」と規定



しています。すなわち、公証を経た法律行為、法律事実及び文書は、訴訟の際に比較的強い証拠能力を有することになります。したがって、証拠を収集するには、公証手続を行い、証拠を固定すべきです。上述した知的財産権侵害物品の購入のように、これから証拠を作成する場合には、(中国国内・国外を問わず、)公証を行うことが強く望まれます。しかし、中国国内で過去に作成された資料(たとえば、数年前に締結された契約書等)を証拠として訴訟に提出する場合は、必ずしも公証を経る必要はなく、写しを人民法院に提出するだけでよいのが通常です(口頭審理の際、原本と写しの同一性を裁判官が確認することになります)。外国(香港・マカオ・台湾を含む)で作成された証拠は、その国・地域で公証を行い、かつ中国大使館領事部で認証を行わなければなりません(「民事訴訟証拠に関する若干規定」(最高人民法院制定、2001年12月21日公布、2002年4月1日施行)11条)。外国で過去に作成された資料であっても、宣誓認証の方法により公証人の公証を受け、中国領事の認証を受けることが望まれます。但し、外国で発行された雑誌等が中国の図書館に所蔵されている場合は、当該図書館でとったコピーに図書館の印章を押印してもらえば足りる。

#### 4 中国の特許権侵害訴訟の概要

中国の民事訴訟制度は、二審制を採用しています。特許権侵害訴訟もその例外ではなく、二審制がとられています。但し、個々のプロセスにおいて、特許法の特別規定及び関連の司法解釈<sup>3)</sup>が適用されるため、通常の民事訴訟とは異なる特殊性も持ち合わせています。なお、当然ながら、中国の特許権侵害訴訟手続においては、基本的に中国語が使用されます<sup>4)</sup>。とくに通訳・翻訳を必要とする場合は、当事者の費用負担により通訳・翻訳を付することができます<sup>5)</sup>。

以下、特許権侵害訴訟の各段階における手続の流れを説明します。



上海市第二中级人民法院の外観

#### (1) 提訴

中国の人民法院に訴訟が提起された場合、被告としてまず考慮しなければならないことは、①人民法院の管轄権の有無、及び②送達が適法になされたか否か、という2点です。

管轄については、民事訴訟法241条乃至244条に明文の規定があります。注意すべきは、被告が中国国内に駐在員事務所を有している場合には中国の管轄が認められ、駐在員事務所の所在地の人民法院が管轄権を有するとされることです。従って、訴えの原因となった事実関係に駐在員事務所が全く関与していない場合でも、駐在員事務所所在の人民法院に訴えが提起されることがあります。管轄を争う場合には、明示的に管轄異議を申し立てなければなりません。これをせずに訴えに応じて答弁した場合には、当該人民法院の管轄を認めたものとみなされます(民事訴訟法243条)。

送達方法については、民事訴訟法245条に規定があります<sup>6)</sup>。注意すべきは、本条により、国際条約に定める方式による送達や外交ルートによる送達が行われているだけでなく、中国国内の駐在員事務所に対する送達を認めていることです。駐在員事務所に対する送達は、簡便である

- 3) 最高人民法院の出す司法解釈(人民法院組織法32条)は、実務上、きわめて重要な役割を果たしています。最高人民法院は、中国の裁判所システムの頂点に位置し、すべての下級人民法院の裁判活動に対して監督権を有します(憲法127条)。最高人民法院の監督権の実効性の担保として、上訴を受ける権限を持つ以外に、法を解釈する権限を持っています。すなわち、中国では、最高人民法院が、「司法解釈」という規範を制定し、公布することができます(人民法院組織法32条)。下級人民法院が裁判にあたり具体的な法的問題に遭遇したときは、すでに公布された司法解釈に従うか、最高人民法院の新たな司法解釈を伺うことができます。最高人民法院としては、下級人民法院から質問・要望がなくても、自己の裁量で、一定の種類の事件に対して一定の解釈・方法で適用すべきとの司法解釈を、制定・公布することができます(「〇〇に関する解釈」)。そして、法規定が欠如し又は不明確な場合には、自ら規定を制定・公布することもできます(「〇〇に関する規定」)。また、下級人民法院から質問・要望があったときは、最高人民法院は、「批复」という形で、返答をします。さらに、過去に最高人民法院が制定・公布した司法解釈を廃止・修正するときは、「決定」という形の司法解釈を出します。「解釈」「規定」「批复」「決定」という4種類の司法解釈は、いずれも裁判規範性を有し、下級人民法院を拘束します。このように、最高人民法院は、司法機関としての紛争解決機能だけでなく、立法的な機能も有しているといえます。
- 4) 民事訴訟法11条は、以下のとおり、規定しています。「①各民族の公民は、全て当該民族の言語及び文字を用いて民事訴訟を行う権利を有する。②少数民族が集合して居住し、又は多民族が共同して居住する地区においては、人民法院は、当該地の民族に通用する言語及び文字を用いて審理を行い、かつ法律文書を公布しなければならない。③人民法院は、当該地の民族に通用する言語及び文字に通じない訴訟参加人に対しては、通訳を付けなければならない。」
- 5) 民事訴訟法238条は、以下のとおり、規定しています。「人民法院は、涉外民事事件を審理する場合には、中華人民共和国において通用する言語、文字を使用しなければならない。当事者が通訳、翻訳の提供を請求する場合には、提供することができる。費用は、当事者が負担する。」
- 6) 外国との司法共助における使用言語については、民事訴訟法262条が、以下のとおり規定しています。「①外国裁判所が人民法院に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその附属文書には、中国語の訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。②人民法院が外国裁判所に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその附属文書には、当該国の文字による訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。」

ため、実務的にも広く用いられています。人民法院から書類を受け取りに来るようにとの連絡が入り、人民法院に向いて書類を受け取り、受領のための署名をしたところ、中身は訴状であったという例もあります。

## (2) 答弁

被告が訴状の送達を受けてから答弁書を提出するまでの期間は、原則として15日ですが(民事訴訟法113条)、中国に住所を有しない外国企業等の場合は30日です(民事訴訟法246条)。さらに、延長を申請することもできますが、認められるかどうかは人民法院の裁量によります。

答弁書の提出は被告の権利であり義務ではありません。従って、答弁書を期限内に提出しないからといって、審理に影響はないことになっています(民事訴訟法113条)。しかしながら、外国企業としての主張や反論を人民法院にきちんと理解してもらうためには、答弁書を提出すべきです。

## (3) 公判期日の指定

審理が開始される前に、第1回公判期日が指定されます。訴状送達時に第1回公判期日の呼出状が添付されていることもあります。そうでないことも多くあります。公判期日は3日前までに当事者に呼出状で通知されることになっています(民事訴訟法122条、民事訴訟法意見155条)。

被告が呼出状による呼出を受けたにもかかわらず、正当な理由なく出廷しない場合には、人民法院は被告欠席のまま判決を下すことができます(民事訴訟法130条)。

なお、日本と異なり、中国には答弁書の擬制陳述の制度がありません。従って、被告が答弁書を提出したのに出廷しない場合には、被告欠席のまま判決が言い渡されることもありますので、注意が必要です。

場合によっては、公判期日の前に当事者が人民法院に出頭を求められ、裁判官から質問を受けることがあります。これは、日本における争点及び証拠整理のための弁論準備手続に近いものです。中国でも、裁判官は公判期日における審理の準備のため、事前に訴訟資料を審査し証拠を調査収集しなければなりませんので(民事訴訟法116条)、案件によっては事前調査として当事者から事情を聴取することがあります。

## (4) 公判廷

### A 開廷手続

中国では公判期日を開くことを「開廷」といいます。

第1回公判期日の審理方法ですが、まず書記官が当事者の出頭を確認し、法廷規則を宣告します(民事訴訟法123



上海市第二中级人民法院の法廷正面



裁判長席から傍聴席を見た光景

条1項)。これは、許可なく写真撮影することや私語の禁止等、法廷の秩序維持に関する規則の朗読です。

次に、裁判官が法廷に入り、当事者を確認し、事件名を宣告し、裁判官と書記官の名前を明らかにし、当事者に訴訟上の権利義務を告知します。さらに、裁判官は当事者に、裁判官や書記官を忌避する申立を行うかを質問します(民事訴訟法123条2項)。

### B 法廷調査

忌避の申立が無ければ、又は忌避の申立が却下されれば、審理が開始されます。

中国の裁判における審理は、「法廷調査」と「法廷弁論」から構成されます。前者は日本の証拠調べの概念に近く、後者は日本の口頭弁論の概念に近いですが、異なる点も多くあります。特に、日本では口頭弁論で事実の主張が終わってから証拠調べに入りますが、中国では法廷調査(民事訴訟法124条)が終わってから法廷弁論(民事訴訟法127条)を行うことが特徴的です。

### (ア) 当事者の陳述

法廷調査の最初に、当事者の陳述が行われます(民事訴訟法124条1号)。ここでは、原告が訴状をもとに請求の



趣旨と請求を基礎付ける事実関係を述べ、被告がこれに対して認否を行います。従って、この部分は証拠調べというよりも、当事者の弁論に近いですが、当事者の陳述は証拠に及ぶことがあります。

#### (イ) 証人尋問

続いて証人尋問が行われます(民事訴訟法124条2号)。証人尋問に先立って、裁判官から証人に対して権利義務が告知されます。尋問の順序は特に定めがありません。

裁判手続は中国語で行われますので、証人尋問でも中国語が使われます。必要な場合には、通訳が付けられます。通訳は人民法院が提供し、当事者が費用を負担することになっています(民事訴訟法238条)。実際には、当事者が通訳を同行することが多くあります。

中国の裁判の特色として、1度の公判期日に多数の証人尋問が行われることがあります。迅速な訴訟進行のため、人民法院が証人に対し、証言内容を書面にまとめて提出するよう求めることもあります。

#### (ウ) 書証、物証の取調べ

続いて、書証と物証調べが行われます(民事訴訟法124条3号)。書証は原本を提出しなければなりません。物証は原物の提出が原則です(民事訴訟法68条1項)。外国の当事者として、外国語による書証はすべて中国語訳が必要なこと(民事訴訟法68条2項)に注意しなければなりません。

この段階で、鑑定や検証による証拠調べが行われることもあります(民事訴訟法124条4号、5号)。

### C 法廷弁論

法廷調査が終了した後、法廷弁論が開始します(民事訴訟法127条)。ここでは、証拠調べの結果をもとに事実の評価と法律論が戦わされます。まず原告が発言し、次に被告が答弁し、さらに相互に反論がなされます。

最後に、裁判官は原告、被告の順に最終陳述を求めます。これをもって、審理が終結します。多くの場合、原告及び被告は最終準備書面たる「代理詞」を提出します。「代理詞」については項を改めて述べます。

### D 公開裁判

中国の裁判は公開が原則です。但し、プライバシーに関する事件は非公開ですし、営業秘密に関する事件も人民法院の判断で非公開にすることができます(民事訴訟法120条)。

裁判報道のためのテレビ撮影や写真撮影については、裁判官の訴訟指揮によりますが、日本のように開廷前の様子だけが撮影されるのではなく、審理の状況まで撮影・放送されることがあります。



傍聴席



裁判官の使う木槌  
(中国語では「法槌」)

### E 審理期間

民事訴訟法135条によると、国内事件の民事訴訟第一審手続は、事件の立件日から6ヶ月以内に結審しなければならず、特別の事由により延長する必要がある場合には、当該人民法院の院長の承認により6ヶ月間の延長が認められ、さらに延長の必要があるときは、上級の人民法院の承認を得なければなりません。また、民事訴訟法159条によると、「判決」に対する上訴事件を審理する場合は、事件立件日から3ヶ月以内に結審しなければならず、特別の事由により延長する必要がある場合には、当該人民法院の院長の承認を得なければならず、「裁定」に対する上訴事件を審理する場合は、事件立件日から30日以内に終審の裁定を下さなければなりません。当事者の一方が外国人である等の涉外民事事件の場合には、上記各規定は適用されませんが(民事訴訟法248条)、実際には上記各規定が参考とされています。日本における訴訟進行よりもずっと速いペースで進行することが多いといえます。

なお、再審事件(最高人民法院が審理する再審事件も含みます)については、上記の審査期間の制限を受けません。

実際の審理は、1回の公判期日で終結することもありますし、次回公判期日が指定される場合でも1週間後に期日が入ることもあります。従って、日本企業としては、中国の裁判は日本の裁判と異なることを十分に認識し、周到な準備をして第1回公判期日に臨むことが必要です。

### F 代理詞

実務上、法廷での弁論期日が終了した後、数日から1週

間程度以内に、当事者双方から、「代理詞」という書面（日本でいう「最終準備書面」のようなもの）が人民法院に提出されます。この「代理詞」には、法廷での弁論期日において口頭でなされた主張が要領よく書面にまとめて記載されます。いわば、当事者の主張の総まとめ的なものといえます。裁判官はこの代理詞を見て判決を検討しますので、実務上、「代理詞」は極めて重要なものです。

## (5) 和解



上海市第二中级人民法院の和解室

中国でも、日本と同様、終局判決に至らずに、裁判上の和解(中国語では「調解」)で訴訟が終了することがあります。

実際に中国で訴訟を行っている時、事実関係がある程度明らかになった段階で、人民法院から和解が勧告されることがあります。中国の民事訴訟法上は、和解は当事者の自由意思に基づくべきであり、強制してはならないことになっています(民事訴訟法85条、88条)。従って、和解に応じないからといって不利になることはありません。

担当裁判官の個性にもよりますが、裁判官が自分の心証や審理の状況を示して積極的に和解を勧告することもあります。

和解が成立した場合には、和解調書が作成されます。当事者の自由意思の原則を貫くために、確定判決と同じ法的効力が生じるためには、和解調書の送達だけでなく、当事者双方による調書受領の署名が要求されています(民事訴訟法89条)。

和解で解決したからといって、事件の秘密が必ずしも守

られるとは限りません。すなわち、中国では和解調書の中に事件及び和解の内容を第三者に口外しないという守秘条項が入ることは稀ですし、和解の内容が出版物に掲載されたりすることもあります。

## (6) 判決

和解が成立しない場合は、人民法院は速やかに判決<sup>7)</sup>しなければなりません(民事訴訟法91条、128条)。判決内容は、裁判官の合議により形成されます。しかしながら、中国では、裁判官個人が独立しているのではなく、当該人民法院の院長(日本の裁判所所長に相当)や審判委員会による監督が行われています(民事訴訟法177条)。また、上級の人民法院による監督もあります(憲法127条)。従って、重要事件については担当裁判官は自己の良心のみに基づいて判断するのではなく、審判委員会や院長の判断を仰いだり、場合によっては上級審にお伺いをたてることもあります。

実務上重要なのは、審判委員会です。人民法院組織法によると、各級人民法院には審判委員会が設置され、審判委員会の任務は重大な事件に関する問題を討議することにあります。審判委員会の委員は地方の人民代表大会の常務委員会が任命することになっています。実際には、それぞれの人民法院の院長や副院長と、民事部、経済部、刑事部等の重要な部の部長により構成されることが多くあります。このように審判委員会は個々の裁判を監督する重要な機関であり、重要事件については判決内容についても議論することがあります。

判決の言渡しは、公開法廷で行われます。審理自体が非公開であっても、判決の言渡しは公開されます(民事訴訟法134条)。判決書は送達されます。

判決書の中には、判決で認定した事実と理由も記載されます(民事訴訟法138条)。実際の訴訟では、重要な事実の認定には直接証拠が重視される傾向があります。

## (7) 上訴

第一審判決に不服のある当事者は、1級上の人民法院に上訴することができます。上訴期間は、判決書送達の日から起算して、原則として15日以内ですが(民事訴訟法

7) 中国における法源は、憲法、法律、行政法規、地方性法規等がありますが、裁判所が出した裁判例は、法源ではないとされています。大陸法系に属する中国法は、日本法と同様、成文法のみを法源とし、裁判例に対しては正式な拘束力を持たせていません。ただ、大陸法系においても、日本のように、法的安定性の見地及び同種事件との公平性にかんがみ、判例が事実上の拘束力を有するとすることが一般的です。しかし、中国では、最高人民法院公報に掲載された裁判例が下級人民法院に対して事実上の拘束力があることを除き、原則として、裁判例には事実上の拘束力がありません。これは、地方によって裁判官の法的素養が異なり、過去の裁判例に事実上の拘束力だけを与えたとしても、国民をして大きな不利益を蒙らせるおそれがあるからです。そのため、従来、中国では、裁判例の研究はあまり活発には行われていませんでした。裁判官の法的素養が次第にレベルアップされつつある現在でも、裁判例は依然として、事実上の拘束力を持たないままです。このように、裁判例に事実上の拘束力を持たせない以上は、中国全土における司法の統一性と公平性を保つためには、最高人民法院に、強力な法解釈の権限を与えることが必要不可欠となります。そこで、最高人民法院には、司法解釈を出す権限が認められています(人民法院組織法32条)。

147条)、中国に住所を有しない外国企業等の場合は30日以内です(民事訴訟法247条)。上訴状は、原审の人民法院を通じて提出します(民事訴訟法149条)。上訴された当事者は、答弁書を提出しますが、その期間は上訴状の送達を受けてから、原則として15日以内ですが(民事訴訟法150条)、中国に住所を有しない外国企業等の場合には30日以内です(民事訴訟法247条)。

上訴審の審理期間は原則として3カ月以内ですが(民事訴訟法159条)、涉外事件の場合にはこの制限はありません(民事訴訟法248条)。上訴審においても和解は可能です(民事訴訟法155条)。

中国の裁判は二審制ですので、上訴審の判決が終局判決となります(民事訴訟法158条)。日本法と同様に、却下(中国語では「駁回起訴」、棄却(中国語では「駁回訴訟請求」ということもあります)。

なお、中国では、「控訴」は「上訴」とは別の概念です。控訴とは、人民検察院による再審の申立をいいます。すなわち、中国ではいろいろな裁判監督の方法がありますが、その一つに人民検察院(日本の検察庁に相当)によるものがあります。人民検察院は、人民法院のなした判決に誤りがあると考えた場合には、再審を申し立てることができるようになっており、この申立のことを控訴といいます(民事訴訟法185条乃至188条)。

## (8) 再審

中国では、再審(裁判のやり直し)は裁判監督手続として位置付けられており、再審事由も広範です。人民法院の確定判決に対して、当該人民法院の院長は再審を決定できますし、上級の人民法院や最高人民法院も再審の決定ができます(177条)。前述のように、人民検察院も再審の申立ができます。

もちろん当事者も再審の申立ができます。しかも再審事由は、判決を覆すに足る新たな証拠があったとき、原判決の事実認定の基礎となった主要な証拠が不足するとき、原判決の法令の適用に誤りのあるとき等、広範囲に及んでいます(民事訴訟法179条)。実際にも、当事者が再審の申立をすることは比較的多くあります。なお、再審の申立により、原判決の執行を止めることはできません(民事訴訟法178条)。

民事訴訟法において、当事者はすでに効力を生じた判決を下した人民法院の1級上の人民法院に対してのみ再審を申し立てることができることとされ、かつ再審制度に対する強化がなされました。特許権侵害訴訟は基本的に中級人民法院が審理し、第二審判決は高級人民法院が行うため、再審の申立は、通常、最高人民法院に対してなされます。近時、最高人民法院が審理する特許権侵害訴訟の再審事件は増加する傾向にあります。

また、民事訴訟法178条、185条の規定によれば、再審を申し立てる際、すでに効力の生じた判決、裁定の執行は停止しません。但し、再審人民法院が裁判監督手続に従い再審を決定した場合は、同時に原判決の執行を中断する旨を裁定することとされています。



最高人民法院の外観

## 5 おわりに

以上に述べてきたとおり、中国の特許権侵害訴訟において、「言語」は極めて重要な役割を果たします。中国の特許権侵害訴訟に関与する日本企業にとって、本稿が少しでもお役に立つことがあれば幸いです。

## profile

遠藤 誠 (えんどう まこと)

弁護士(第二東京弁護士会、森・濱田松本法律事務所)

1989年 神戸大学法学部卒業・神戸市役所に入所

1998年 弁護士登録

2002年 米国ワシントン大学(University of Washington)ロースクール卒業(LL.M.)

2004年 神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了(博士(法学))

現在は、中国ビジネスに関する案件、涉外案件、知的財産権案件を中心に企業法務全般を取り扱っている。主な著書に『中国知的財産法』(商事法務、2006年)、『中国ビジネス法務の基本がよ〜くわかる本』(共著、秀和システム、2009年)等多数。

